

2024年12月1日

吸収分割に関する事後開示書面

東京都港区赤坂四丁目8番10号
株式会社シン・プラットフォーム
代表取締役社長 筋 野 茂 樹

東京都港区赤坂四丁目8番10号
株式会社東北新社
代表取締役社長 小 坂 恵 一

株式会社シン・プラットフォーム（以下「甲」という。）及び株式会社東北新社（以下「乙」という。）は、2024年10月18日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2024年12月1日を効力発生日として、乙が営む承継対象事業を甲に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に規定する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日
2024年12月1日

2. 分割会社（乙）における吸収分割の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権の買取請求並びに債権者保護手続に関する手続の経過

- （1）吸収分割の差止請求に関する手続の経過

乙においては、簡易分割により本吸収分割を行ったため、該当事項はありません。

- （2）反対株主の買取請求及び新株予約権の買取請求

乙においては、簡易分割により本吸収分割を行ったため、該当事項はありません。

また、乙は、本吸収分割前において新株予約権を発行しておりませんでしたので、該当事項はありません。

- （3）債権者保護手続

会社法第789条の規定により、乙は、2024年10月25日付の官報及び電子公告をもって、その債権者に対し本吸収分割に関する異議申述の公告をいたしました。異議申述期限までに異議を申述された債権者はありませんでした。

3. 承継会社（甲）における吸収分割の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者保護手続に関する手続の経過

（1）吸収分割の差止請求に関する手続の経過

甲の株主は乙のみであり、会社法796条の2の規定に基づく差止請求をした株主はありませんでした。

（2）反対株主の買取請求

乙は甲の会社法第796条第1項本文に規定する特別支配会社に該当するため、該当事項はありません。

（3）債権者保護手続

甲においては、会社法第799条の規定による知れている債権者は1名も存在しませんでした。

また、会社法第799条の規定により、甲は、2024年10月25日付の官報をもって、その債権者に対し本吸収分割に関する異議申述の公告をいたしました。異議申述期限までに異議を申述された債権者はありませんでした。

4. 甲が乙から承継した重要な権利義務に関する事項

甲は、本吸収分割の効力発生日である2024年12月1日付で、乙から吸収分割契約書に定められた承継対象事業に関する権利義務を引き継ぎました。

また、甲は、承継する権利義務に代わる対価として、乙に対し株式等の交付は行っておりません。

5. 本吸収分割による変更登記をする日

2024年12月2日付で本吸収分割による変更登記を申請する予定です。

6. 前各号に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上